

令和8年度における独立行政法人経済産業研究所の中小企業者に関する契約の方針

令和8年8月
独立行政法人経済産業研究所

独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）は官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和8年4月21日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和8年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

研究所は、令和8年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約について、令和7年度目標の金額水準を引き続き堅持し、約1億円、比率が54.0%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、スタートアップを含む新規中小企業者の契約比率については、基本方針を踏まえ、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き新規中小企業者の受注機会の増大に取り組む。

3 本方針の策定や実績及び課題の把握等を行い方針に定めた措置等の円滑な推進を図るため、別紙のとおり推進本部を設置する。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

研究所は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 中小企業・小規模事業者の受注機会を増大させるための必要な措置

(1) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、受注機会の増大に努めるものとする。

(2) 全省庁統一資格の等級に関する配慮

調達による資格等級の設定に際しては、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を行うものとする。

(3) 総合評価落札方式の適切な活用及び評価の実施

発注内容を踏まえて必要に応じ、価格以外の要素を適切に評価するために総合評価落札方式を活用することとし、その前提として、品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書、審査項目を作成するものとする。

(4) 分離・分割発注の推進

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割し発注することが、契約内容の効果的・効率的な履行に資するかどうかについて検討したうえで、分離・分割して発注を行うものとする。

2 官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる措置

(1) 適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、複数年度契約の活用、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。併せて、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、契約の実態把握に努める。

(2) 適正な予定価格の作成及び低入札価格調査制度の適切な活用等

需要の状況、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

(3) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

- ① 工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。
- ② 物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、必要に応じて契約変更を実施するなど、適切な対応をとるものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額（入札による契約を含む）の変更について申出があった場合、協議に応じない一方的な価格決定とならないよう迅速かつ適正に協議を行うものとし、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- ③ 上記①、②の対応に当たっては、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の発注者としての行動③に記載されている「根拠資料は公表資料に基づくものとする」等の趣旨を考慮するものとする。

また、複数年度にわたる契約においては、同指針を参考に発注者として少なくとも年に1回以上の協議を行うよう努めることとし、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく再委託先も含めて適切に請負代金を設定するよう配慮するものとする。

さらに、契約金額の変更を申し出た受注者に対して、次回以降の発注における指名・選定やその他の取り扱いにおいて不利に扱ってはならないものとする。

3 官公需情報の提供の徹底

(1) 発注情報の公表と説明

一般競争入札、企画競争入札又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報についてホームページ掲載により、中小企業・小規模事業者への情報提供を徹底し、発注計画の策定が可能なものは、ホームページへの掲載に努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項については、仕様書に明記又は入札説明会等において十分な説明を行うものとする。

(2) 官公需に対する相談体制の整備

総務グループ管理担当の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録等の情報を提供する等、必要な取組に努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

研究所は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

- (1) 役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を過度に求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先に含めるよう努め、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

- (2) 競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等

の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

- (3) 「官公需相談窓口」の担当は、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、官公需適格組合制度に関し、活用事例を紹介しつつ、総合点の算定方法に関する特例が講じられていること等、調達担当部署に対して一層の周知に努めるものとする。

第4 第1から第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

- 1 第1 3で設置した推進本部の事務局においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

本方針は、研究所のすべての調達担当部署に適用する。

- 2 会計・調達など発注に関係する業務を担当する職員が、積極的に価格転嫁・取引適正化に取り組むことができるよう、当該職員が取り組んだ官公需における価格転嫁・取引適正化への取組について、人事評価において適切に配慮するものとする。

別紙

推進体制

